⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約5,000㎥、鋼材約900ｔ

⑺　工事の実施形態

１）本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。

２）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

３）本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

４）本工事は、技術資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。

５）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

６）本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

７）本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。

８）本工事は、標準歩掛のない歩掛を見積りに必要な図面等に関する質問書の回答期限までに競争参加資格の有る者に対して入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。

９）本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休２日（４週８休以上）に取り組む旨を協議した上で、工事を実施する週休２日試行工事（受注者希望方式）である。

なお、発注者が積極的に支援を行い、週休２日（４週８休以上）の達成を目指す「重点モデル工事」の指定を行う場合がある。

10）本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＣＩＭ（Construction Information Modeling／Management）を導入することによって、ＩＣＴの全面的活用を推進し、建設生産プロセス全体でのＣＩＭモデルの活用による課題解決および業務効率化を図ることを目的として実施するＣＩＭ活用工事（受注者希望型）である。

２　競争参加資格

次の⑴から⑿までの要件を全て満たす者（単体企業）又は⑴から⑿までの要件を全て満たす者により構成される特定建設共同企業体（「競争参加者の資格に関する公示」（平成31年１月22日付け四国地方整備局長）に示すところにより、四国地方整備局長から「平成31―32年度　肱川橋下部（Ｐ１、Ｐ２）工事」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札の時において、四国地方整備局における平成31・32年度一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　上記⑵の認定において、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成15年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下「同種工事」という。）における施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。）。ただし、参加希望者が共同企業体である場合にあっては全ての構成員が、平成15年度以降に元請けとして同種工事における施工実績を有していること。

・下記の㋐及び㋑の要件をいずれも満たす施工実績を有すること。

㋐　橋梁下部工の基礎型式がニューマチックケーソン（脚付ニューマチックケーソン含む）の工事で、同一工事において圧気圧が2.5気圧以上、作業室面積が100㎡以上の施工実績を有すること。

㋑　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋台又は橋脚の天端（上端）までの高さ）10m以上の工事の施工実績を有すること。（歩道橋およびフーチングのみの場合は除く）

㋐及び㋑は同一工事でなくても良いが、別工事の場合は㋐の条件を満たす工事と㋑の条件を満たす工事の実績を有すること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　提出する技術提案が適正であること。

⑺　次に掲げる１）から５）の基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、専任期間に本工事の準備期間を含まない事ができる。

また、元請け自らが工場製作を実施する場合においては、工場製作のみで現場が稼働していない期間（以下、「専任を要しない期間」という。）に配置する配置予定技術者については、１）から５）の基準を満たす必要は無く、専任を要しない期間と専任期間の配置予定技術者は、同一の者でなくても構わない。なお、技術資料の提出は、専任期間に配置する配置予定技術者のみとする。

準備期間を含まない専任期間としては、下記を予定している。

平成31年10月中旬から平成32年６月下旬まで

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成15年度以降に、元請けの技術者として、以下に示す工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず構成員が施工を行った分担工事の経験に限る。）。ただし、参加希望者が経常建設共同企業体である場合にあっては構成員のうち１社の配置予定技術者が、特定建設共同企業体である場合にあっては代表構成員の配置予定技術者が、平成15年度以降に元請けとして以下に示す工事の施工経験を有していること。

・橋梁下部工の基礎型式がニューマチックケーソン（脚付ニューマチックケーソン含む）の工事で、圧気圧が2.5気圧以上の施工経験を有する者であること。

なお、施工経験として求める上記期間中に、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による産前産後の休業、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する育児休業及び同条第２号に規定する介護休業（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合には、施工経験として求める上記期間に当該休業の取得期間を加算することができるものとする。この場合においては、出産・育児等による休業を取得したこと及び取得期間を証明する書面を提出すること。

また、当該経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

３）配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるのでその旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。